

◆ 実務経験に該当する業務の例示 ◆

1 都道府県の職員等として、表中左欄の機関等に属し、右欄の業務に従事していた場合

所属機関等の名称	業務の内容
農業改良助長法第12条第1項の「普及指導センター」	同法第12条第2項各号に掲げる事務
平成16年法律第53号による改正前の農業改良助長法第14条の2第1項の「改良普及員」又は「専門技術員」として任用されていた職員	平成16年法律第53号による改正前の農業改良助長法第14条の2第2項、第3項又は第5項に掲げる事務
農業改良助長法第4条の「都道府県試験研究機関等」	研究職俸給表の適用を受ける職員又は地方独立行政法人の研究職員として行う、農業又は家政に関する試験研究に係る業務
農業改良助長法第7条第1項第5号の「農業者研修教育施設」	教員（専ら教養科目を担当する者を除く。）として行う業務
都道府県立高等学校	専ら農業又は家政の専攻科目を担当する教員として行う業務
都道府県立大学（短期大学を含む）	農業若しくは家政の専攻科目を担当する教員として行う教育若しくは研究又は修士課程以上の大学院生若しくは研究生として行う農業若しくは家政に関する研究
植物防疫法第32条第1項の「病害虫防除所」、家畜保健衛生所法第1条第1項の「家畜保健衛生所」	植物防疫法第32条第4項各号に掲げる事務、家畜保健衛生所法第3条第1項各号に掲げる事務（事務職員として行うものを除く。）
上記以外の機関等であって、農畜産物又は農業生産資材の検査・検定、農作物・家畜の生産・展示を任務とするもの	農畜産物又は農業生産資材の検査・検定技術又は農作物・家畜生産技術の開発（試験研究）業務（検査・検定業務は含まない。）
普及職員その他の農業技術職員の養成・研修施設（「農業講習施設」を含む。）	教員として行う業務

注：それぞれの機関等には、事業の承継関係にある旧機関等を含む。

2 国、国立研究開発法人又は独立行政法人の職員等として、表中左欄の機関等に属し、右欄の業務に従事していた場合

所属機関等の名称	業務の内容
農林水産政策研究所	研究職俸給表の適用を受ける職員として行う農業又は家政に関する研究に係る業務
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、旧国立研究開発法人農業生物資	研究職員として行う農業又は家政に関する研究（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の農業

源研究所、旧国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	者大学校においては、教育指導員として行う業務。)
国立大学法人（短期大学を含む）	農業若しくは家政の専攻科目を担当する教員として行う教育若しくは研究又は修士課程以上の大学院生若しくは研究生として行う農業若しくは家政に関する研究
植物防疫所、動物検疫所、動物医薬品検査所、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、旧独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター	農畜産物又は農業生産資材の検査・検定技術又は農作物・家畜生産技術の開発（試験研究）業務（検査・検定業務は含まない。）

注：それぞれの機関等には、事業の承継関係にある旧機関等を含む。

### 3 民間法人等の職員等として、表中左欄の機関等に属し、右欄の業務に従事していた場合

所属法人等の名称	業務の内容
農業協同組合（連合会を含む）	農業協同組合法第10条第1項第1号の業務（営農指導）
公益社団法人中央畜産会、都道府県畜産会	畜産農家に対する経営技術指導（畜産コンサルタント）
鯉淵学園農業栄養専門学校 八ヶ岳中央農業実践大学校 日本農業実践学園	教員（専ら教養科目を担当する者を除く。）として行う業務
私立大学（短期大学を含む）	農業若しくは家政の専攻科目を担当する教員として行う教育若しくは研究又は修士課程以上の大学院生若しくは研究生として行う農業若しくは家政に関する研究

注：それぞれの機関等には、事業の承継関係にある旧機関等を含む。

### 4 その他

1～3の例示のほか、都道府県、市町村又は民間法人における農業又は家政に関する試験研究、教育又は普及指導の業務を受験資格上の実務経験とすることが可能な場合があります。

従事した業務が受験資格上の実務経験に該当するかどうか判断が難しい場合には、普及指導員資格試験事務局にお問い合わせ下さい。